

移住定住セミナー開催業務委託 プロポーザル公募要領

令和7年4月17日

岐阜県総合企画部地域振興課

移住定住セミナー開催業務委託 プロポーザル公募要領

岐阜県では県の魅力を広く発信することで、本県への移住定住・二地域居住を促進し、人口減少社会においても地域が活力を保ち続けられるよう、地域の将来を支える人を呼び込む各種施策に取り組んでいます。

本業務では、本県への移住定住・二地域居住の促進を図るため、全国の移住及び二地域居住の検討者を対象に、移住等の候補地としての岐阜県を強くアピールし、本県への移住等について前向きに検討するための学びと情報収集の場となるよう、移住等の実践者や県及び移住相談窓口の担当者等を交えた「移住定住セミナー」を実施します。

ついては、本業務実施に係る企画提案の参加事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

移住定住セミナー開催業務委託

2 業務内容等

別添「移住定住セミナー開催業務委託」（以下、「委託業務仕様書」という。）のとお
り

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 委託費の上限

4,334,640円（消費税及び地方消費税込み）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人若しくは法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

法人等にあつては下記⑥を除く①～⑧までの要件をすべて満たしていることが必要で
す。

共同体にあつては、すべての構成員が②を除く①～⑤の要件をすべて満たしていることが
必要であり、共同体の代表構成員は②及び⑥の要件を満たしていることが必要です。

また構成員のうち1人以上が⑦及び⑧を満たしていることが必要です。

なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申込み（他の団体と共同体を構成して参
加申込を行う場合を含む。）を行うことはできません。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

② 移住定住セミナー開催委託業務プロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）
の日において岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者である
こと。

③ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入
札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内
に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

④ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停
止措置要領」に基づく指名停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議

の日までの期間内に受けていないこと。

- ⑤ いずれの法人等や共同体の構成員も、この業務に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- ⑥ 代表者は、構成員のうち出資比率が最大であること。
- ⑦ 岐阜県内に本社（店）又は支社（店）、営業所等を有するものであること。
- ⑧ 令和２年度以降プロポーザル参加申込期限日までに、国若しくは普通地方自治体の発注した、移住定住促進や過疎地域の振興、地域の魅力発信等に資する業務（セミナーや研修会等の企画・運営、情報誌作成等）を実施した経験を有するものであること。

2 企画提案書の作成

事業の企画について、以下の項目に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は＜様式１＞とし、日本工業規格Ａ４縦型（一部Ａ３版資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

項目１ 企画案の内容等

企画案の内容は委託業務仕様書「４ 委託業務の内容」に定めるものとし、下記の項目に沿ってその内容を記載すること。

（１）本県の移住定住施策に対する理解等について

本県の移住定住施策の狙いや特徴等及び近年の移住等の検討者の傾向や移住等の検討者にとっての岐阜県の魅力を踏まえた提案とすること。

（２）委託業務実施内容について

計５回分のセミナーについて企画案を記載すること。

① セミナーの内容に係る企画提案

- ・セミナー各回に共通する、セミナー全体に係る統一した方向性や戦略を記載すること。
- ・５回分のセミナーについて、以下（ア）～（ク）の開催概要を示し、それぞれ選定の理由及び期待される効果を記載すること。ただし、仕様書にて県が指定する事項については、選定理由等の記載をしなくともよい。

（ア） 日時

（イ） 開催方法

（ウ） 会場（ハイブリッド形式で開催する場合）

（エ） 配信媒体

（オ） タイトル

（カ） テーマ

（キ） 構成

（ク） ターゲットとする移住等の検討者（関心層、検討層、計画層から選択）

- ・（オ）～（ク）については、各事項の関連性を明らかにしたうえで、本県の魅力を効果的に伝えるための工夫を示すこと。また、移住等を検討するセミナー参加者に対して、移住等に係る次の行動を促す工夫を示すこと。

② 講師及びファシリテーターの選定

- ・各回において２名程度、テーマに応じた講師及び講師の概要等を示したうえで、講話等により期待できる効果を具体的に記載すること。ただし、講師のうち少なくとも１名は県外からの移住等の実践者（Ｕターンも含む）とすること。
- ・類似事業の実績を有し、セミナーを円滑に進行できるファシリテーターを

示すこと。

※講師は各開催回に2名程度とするが、それ以上を候補者として記載しても良い。

※講師、ファシリテーター等関係者のスケジュールを確保する必要はない。

③ セミナーの集客に係る効果的な広報の方策

- ・セミナー各回において活用する広報媒体の概要（ツール名・利用者数・利用者層等）、テーマに応じたセグメントを明示し、ターゲティングの戦略を示すこと。また、媒体等を選定した理由及び期待される効果を記載すること。

項目2 事業を実施する体制等

（1）全体スケジュール等

事業の実施に必要な作業について、具体的なスケジュール（準備、実施期間等も含む）を示すこと。

※全5回のセミナーの開催時期及び広報計画に係る記載は必須とする。

（2）業務の実施体制および危機管理体制

業務にあたる運営スタッフの人員体制、他機関との連携体制を具体的に記載すること。

項目3 事業を実施する能力等

下記の項目に沿って記載すること。

（1）経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）

（2）本事業に類する事業の実施実績

事業を実施する上で、他の法人等と比較した優位性（過去の類似事業実績）を記載すること。

項目4 事業実施責任者の経験・能力等

事業実施責任者の本事業に類する事業実施の実績、資格・経験・能力等を具体的に記載すること。

項目5 経費の見積り

次の項目を参考にして見積書（任意様式）を作成し、添付すること。

（1）経費合計

（2）経費内訳

- ・委託業務実施に係る経費
- ・その他必要となる経費

3 プロポーザルの手続等

（1）スケジュール

項 目	日 程
① 公募要領等の公表・配布	令和7年4月17日（木） ～ 令和7年5月7日（水）
② 公募要領等に関する質問受付	令和7年4月17日（木） ～ 令和7年4月25日（金）
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和7年4月17日（木） ～ 令和7年5月7日（水）
④ 企画提案書受付期間	令和7年4月17日（木） ～ 令和7年5月16日（金）
⑤ プロポーザル評価会議	令和7年5月下旬 （予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和7年6月上旬 （予定）

(2) 公募要領等の配布時間・場所

- ① 配布日時 令和7年4月17日(木)～令和7年5月7日(水)まで
午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く)

- ② 配布場所 岐阜県総合企画部地域振興課移住定住係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁7階)

※ 公募要領等は、岐阜県庁ホームページ(「トップ」>「入札・公売」)からも入手できます。

(3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間

令和7年4月17日(木)～令和7年4月25日(金) 12時00分まで

- ② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を地域振興課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。

岐阜県総合企画部地域振興課移住定住係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号)

FAX 058-278-3530

電子メールアドレス c11143@pref.gifu.lg.jp

- ③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページ上にて公開します。

(4) プロポーザル参加申込書の受付

- ① 受付期間

令和7年4月17日(木)～令和7年5月7日(水) 12時00分まで

- ② 提出書類

ア 参加申込書(別紙2)

イ 共同体構成員届出書(別紙3)(該当する場合のみ)

ウ 共同体協定書(別紙4)(該当する場合のみ)

エ 共同体委任状(別紙5)(該当する場合のみ)

- ③ 提出部数 1部

- ④ 提出方法

- ・ 企画提案参加希望者は、②の提出書類を地域振興課まで持参又は郵送(必着)により提出してください。
- ・ 受付は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝祭日、振替休日を除く)とします。ただし、令和7年5月7日(水)については12時00分までとします。
- ・ 郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達の記録が残るものとしてください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

- ① 受付期間

令和7年4月17日(木)～令和7年5月16日(金) 12時00分まで

- ② 提出書類

ア 企画提案書(補足資料を含む)・・・・・・・・・・・・・・＜様式1＞

イ 見積書(様式任意、見積内訳書を含むこと)

ウ 企業等に関する書類

- (ア) 企業等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <様式2>
(イ) 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）
(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（団体の場合は、同様の内容が分かる資料）
※ 共同体の場合は、構成員すべてについて上記（ア）から（ウ）までを提出してください。

エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <様式3>
オ プロポーザル審査資料（SDGsへの取り組み）・・・・・・・・・・・・ <様式4>

③ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

④ 提出方法

- ・ 地域振興課あてに持参又は郵送（必着）により提出してください。
- ・ 受付は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）とします。ただし、令和7年5月16日（金）については12時00分までとします。
- ・ 郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

⑤ その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 公募要領に違反すると認められる場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を地域振興課に持参又は郵送（必着）により申し出てください。

（７）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を内書きすることとしてください。
- ② 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてください。

（８）プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

岐阜県総合企画部地域振興課移住定住係

（注意）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送にて提出した場合は、届いているかどうか電話により確認してください。

第３ 評価に係る事項

１ 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された評価会議が行います。

なお、評価会議における評価は、評価項目及び評価内容（別記）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

２ 評価会議の開催時期等

- ① 開催時期 令和 7 年 5 月下旬 （予定）
詳細については、後日、企画提案参加者に通知します。
- ② 開催場所
岐阜県庁（岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号）又は周辺施設
- ③ 企画提案の所要時間（予定）
プレゼンテーション 20 分間
評価会議の構成員からの質疑 10 分間
- ④ 注意事項
 - ・ 正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
 - ・ プレゼンテーションを行う方は 2 名までとします。なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。
 - ・ 提案にあたって用いることができる発表資料は令和 7 年 5 月 16 日（金）12 時 00 分までに県へ提出がなされた企画提案書のみとします。
 - ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
 - ・ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

３ プロポーザル評価項目及び評価内容

別記「プロポーザル評価項目及び評価内容」のとおり

第４ 選定に係る事項

１ 最優秀提案者の選定

県は、上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、「評価会議」の構成員の評価点の合計が最高点の者を、最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

2 複数の同得点者が生じた場合等の取扱い

最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

3 提案者が1者又ははない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者としてします。また、基準点に満たない場合又は提案者がない場合には、再度公募を実施します。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに文書にて参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません）
- ④ 「評価会議」の構成員の氏名
- ⑤ その他（最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合は、その理由）

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することもあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行います。

2 電子契約に関する事項

- ① 県は、最優秀提案者を選定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。
- ② 受託者は、電子契約による契約締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出してください。

3 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第6 その他

- (1) 最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

(2) 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施に際して関係する法令を遵守してください。

(3) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び別記２「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

（４）守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第７ 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南２丁目１番１号（県庁７階）

岐阜県総合企画部地域振興課移住定住係

TEL ０５８－２７２－８０７８（直通）

０５８－２７２－１１１１（内線２５４３）

FAX ０５８－２７８－３５３０

電子メールアドレス c11143@pref.gifu.lg.jp

別記

プロポーザル評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を135点満点として採点し、評価会議構成員の採点数の合計で算出する。なお、評価会議構成員の評価点の平均が基準点（81点）以上（評価会議構成員の採点数合計÷評価会議構成員数≥81）であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容	配点
1 提案内容の有効性及び実現可能性	100点
(1) 本県の移住定住施策に対する理解等について 本事業を実施するにあたり、本県の移住定住施策の狙いや特徴等について正確な知識を有しているか。また、近年の移住等の検討者の傾向や、移住等の検討者にとっての岐阜県の魅力を踏まえた提案となっているか。	15点
(2) 委託業務実施内容について ① セミナーの内容に係る企画提案 ・セミナー全体としての開催概要は、統一した方向性や戦略のもとに企画され、本県への移住者数の増加に効果的な内容であるか。 ・各タイトル及びテーマは、ターゲットとする移住等の検討者（関心層、検討層、計画層など）とその理由を明確にし、本県を移住等の候補地として強くアピールするための効果的なものであるか。 ・各回の構成は、テーマとの関連性が明らかで、本県の魅力を効果的に伝えるための工夫がなされており、移住等を検討するセミナー参加者に対して次の行動を促すことが期待されるか。 ・提案事業者自身も県内における地域振興事情に精通し、実体験や地域団体等との繋がりをもとにした効果的な企画立案がなされているか。	30点
② 講師及びファシリテーターの選定 ・各講師はテーマに対する的確な人選が行われており、当人の講話等により期待できる効果が具体的に検討されているか。 ・ファシリテーターは、類似事業の実績を有しており、セミナーの進行を円滑に行うことができる人選が行われているか。	20点
③ 参加者への配慮 ・開催日時や開催方式、ハイブリット形式における現地会場並びにオンライン形式及びハイブリッド形式における配信媒体は、参加対象者が容易に参加できるよう工夫して選定されているか。	10点
④ 集客に係る効果的な広報の方策 ・セミナーの参加者を確保するため、各回の広報において最大効果を見込むことができる広報戦略であるか。 ・各回の参加対象者に対して的確に訴求できるよう、広告媒体等を適切に設定しターゲットティングを行っているか。	25点
2 事業を適正かつ確実に実施する能力	30点
(1) 事業実施体制の確保等 業務のスケジュール（準備、実施期間等も含む）が適切であり、実施体制や危機管理体制は十分であるか。	10点
(2) 事業実施の能力 本事業に類する事業実施の実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。	10点
(3) 事業実施責任者の能力	10点

事業実施責任者は、本事業に類する事業実施の実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。	
3 S D G s への取組みに関する評価	5 点
(1) S D G s への取組み ① 「環境面の取組み」(1点)「社会面の取組み」(1点)「経済面の取組み」(1点)といった S D G s の三側面への取組みがなされているか。 ② ぎふ S D G s 推進パートナーであるか。 ・「シルバーパートナー」(1点)、「ゴールドパートナー」(2点)	5 点
計	1 3 5 点

選定に係る事項

1 最優秀提案者の選定

県は、上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、「評価会議」の構成員の評価点の合計が最高点の者を、最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

2 複数の同得点者が生じた場合等の取扱い

最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

3 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合又は提案者がない場合には、再度公募を実施します。